

2025年度筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生） 国際交流協定校交換留学支援 募集要項 【第3回】

筑波大学(以下「本学」という。)の国際交流協定校のうち学生交流協定を締結している海外の大学等に交換留学を行う予定の本学の学生で、国際交流協定校交換留学支援による支援金(以下「支援金」という。)の受給を希望する者(以下「支援学生」という。)は、下記により申請してください。

記

1 申請資格及び条件

次の要件を全て満たす者とします。

入の要件と主で満たす旨となります。

(1)

申請時及び留学期間(全期間)に本学の学群又は大学院の正規課程に在籍し、本学との国際交流協定のうち学生交流協定を締結している海外の大学等に、1年以内で交換留学生として留学(以下「交換留学」という。)する者

なお、次の者は申請できません。

- ・申請時、留学期間又はその両方が休学中の者
- ・過去に国際交流協定校交換留学又はCiC協定派遣等(CiC協定校への交換留学等、DDP、JDP)のため同制度の支援を受けた者
- ・ダブルディグリープログラム(DDP)、ジョイントディグリープログラム(JDP)等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生
- ・国費外国人留学生

(2)

学業成績が優秀(前年度の成績評価係数が2.30以上であること)で、人物的に優れている者(本学の成績の場合:成績評価係数とは、取得した単位に、A+、Aは3、Bは2、Cは1、Dは0の評価ポイントを乗じて、総登録単位数で割ったものとします。評価がPである科目は、この計算に含みません。)

※下記の表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算願います。

区分	成績評価				
5段階評価 (本学)	A+	A	B	C	D
5段階評価 (他大学)	S	A	B	C	F
	A	B	C	D	F
	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下
4段階評価 (他大学)		A	B	C	F
		優	良	可	不可
		100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
評価ポイント	3	3	2	1	0

	(計算式) $\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{前年度の総登録単位数}}$ ※上表の成績評価にない評価(例えば、「認定」、「合格」など)は、対象としません。 ※係数に端数が出る場合は、小数点第3位を四捨五入する。 ※総登録単位数は、前年度登録し、成績が判明している科目(上表の成績にない評価(「認定」、「合格」など)は対象としません)を算出。 ※前年度の成績が申請時までには判明しない場合、前学期分の成績から算出。 ※学群1年次1学期目の者は、高等学校最終年次の成績から算出。 ※修士1年次1学期目の者は、学群(学部)最終年次の成績から算出。 ※博士1年次1学期目の者は、修士最終年次の成績から算出。 ※前年度休学者は、前々年度の成績から算出。 ※前年度後期休学者は、前年度前期の成績から算出。
(3)	留学の目的及び計画が明確で、留学による学習効果が期待される者
(4)	交換留学先の大学等において、原則として、授業を履修して単位取得を行う者 なお、学群学生は、原則として、交換留学先の大学等で取得した単位を本学の卒業に必要な単位としての認定(単位互換)を申請することが必要となり、また、選考の際の判断材料ともなりますので、事前に所属組織で十分に相談してください。また、交換留学先の大学等で必ず「成績証明書」の交付を申請してください。
(5)	申請時に留学先大学から受入の内諾を得ている者(受入許可書が発行されていることが望ましい)
(6)	他の海外留学のための奨学金を受給していない者
(7)	「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針(学長決定)」(以下「本学指針」という。)に従い、安心・安全を最優先に渡航する者 渡航後に、渡航先の国・地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が発せられますので、要請に従ってください。

※本支援は、キャンパス イン キャンパス(CiC)パートナー大学との学生交流協定に基づく留学は対象としませんので、この留学の場合は「CiC協定派遣等支援」に申請願います。

※本支援では、語学研修のみの受講は当該語学研修が交換留学の一環として実施される場合を除き対象外とします。

2 留学期間

2025年12月1日から2026年3月31日までに留学期間が開始し、かつ、1年以内の交換留学が対象です。また、留学先の大学等との間で締結された協定書に、年度を超えた期間の記載がある場合は、翌年度に跨った期間での申請を可とします。

(注意)

本支援においては、申請後の留学期間の変更・延長は原則として認められません。事前に交換留学先の大学等との国際交流協定の連絡調整責任者による連絡調整を介して受入期間等を確認し、留学期間を決めてください。(交換留学先の大学等の受入許可書の留学期間と、申請書に記載する留学期間に相違がないよう、十分注意してください。本支援への申請時に交換留学先の大学等から受入許可書が手元に届いていない場合は、留学を開始する学期が始まる年月日と留学の最終学期が終了する年月日を大学のウェブサイトを確認して記載してください。)

3 採択人数

採択人数は、選考を経て、予算の状況等により決定します。

4 支援の内容

採択された用務に対して本邦を発着する旅費(滞在費)の一部として、「表1 支給金額」に記載の地域指定額(月額)と渡航支援金(1回限り)を支援金として支給します。なお、支給額は、交換留学先の大学等が所在する国・地域の属する区分及び留学期間に基づいて決定します。

(表1 支給金額)

留学先(区分)	地域指定額(月額)	渡航支援金 (1回限り)
東アジア	6万円	1万円
東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州	7万円	3万円
中東・欧州・北米州・南米州・ロシア・アフリカ	8万円	5万円

〈区分の詳細〉

■東アジア:韓国、台湾、中国、マカオ、モンゴル、香港

■東南アジア:インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

■南アジア:インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ

■中央アジア:ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン

■大洋州:オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

■西アジア(中東):アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、パレスチナ、バーレーン、レバノン、ヨルダン

※月の日数にかかわらず交換留学の期間が暦月の一か月に満たない時、その期間が15日以上ある場合は地域指定額(月額)を、15日未満の場合は地域指定額の半額を支給します。

※同一学生が同一暦月内に地域指定額(月額)の異なる複数の国・地域に跨って留学する場合、地域指定額(月額)は高い方の区分で支給します。

※同一学生が、渡航支援金の金額が異なる複数の国・地域に跨って留学する場合、渡航支援金は金額の高い方の区分で支給します。

また、採択された留学期間が翌年度に跨る場合の翌年度分の支援金は、新たに年度毎の申請を行わずに翌年度予算から支給します。

(注意)

「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ！筑大生)」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則不可とします。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費(運営費交付金)、又は使用ルールにより認められた外部資金を旅費(学内で出張手続きをして使用できるもの)として合算使用することは妨げません。(学内の教育研究費(運営費交付金)又は外部資金を使用する場合は、支援室等の会計(旅費)担当に使用目的等に合致するか否か、合算使用が可能か否かを確認のうえ申請してください。)

5 申請に必要な書類

支援学生は、留学及び本申請について、事前に指導教員又はクラス担任教員に相談のうえ、次の申

請書類を作成願います。正しく記入・作成されていない場合は、書類不備のため、申請を受理できない、又は選考を行わない場合がありますので注意してください。

なお、申請書類の様式は、下記のウェブサイトからダウンロードが可能です。

<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/scholarship-4-ga/habatake>



(募集要項英語版は、スチューデントサポートセンターウェブサイトの翻訳機能をお使いください。)

	必要書類	注意事項	様式
(1)	国際交流協定校交換留学支援申請書Ⅰ	・留学期間は、交換留学先の大学等からの受入許可書に記載された期間を記入してください。 ※オリエンテーションは含まない。 ※受入許可書に授業開始日等の記載がない場合や本支援申請時に交換留学先の大学等から受入許可書が手元に届いていない場合は、留学を開始する学期が始まる年月日と留学の最終学期が終了する年月日を大学のウェブサイトを確認して記入する(スクリーンショットも提出)。 ・本支援以外に、海外留学のための奨学金を申請している場合は、その旨を記載してください。	A-1
(2)	国際交流協定校交換留学支援申請書Ⅱ	・留学の必要性、目的、その効果、履修計画・研究計画等を記載してください。 ・申請書の記入事項及び単位の読替え等は、所属する教育組織のカリキュラム担当教員、指導教員ないしクラス担任等に十分に相談してください。 ・渡航国において留学査証取得や留学査証によって滞在するうえで必要な最低の取得単位数・研究時間数が定められている場合がありますので、事前に留学先大学・大使館等に必ず確認してください。	A-2
(3)	成績証明書(写し)及びTWINS成績一覧のスクリーンショット	・前年度の成績の成績証明書(写し)及びTWINS成績一覧のスクリーンショットを提出してください。 ・成績評価係数の計算式を添付してください。	
(4)	語学検定試験の公式スコア(写し)	可能な限り最新の語学検定試験の公式スコア(写し)(次の a又はb)を提出してください。なお、留学先大学における受入れに必要な語学スコアをクリアしているかを必ず確認してください。 a. 交換留学先の大学等における授業や研究指導が英語で行われる場合は、TOEFL-iBT、TOEFL-PBT、IELTS、TOEICなどの公式スコア(写し)	A-3

		b. 授業や研究指導が英語以外の言語で行われる場合は、その言語の公式検定試験(独語検定試験、仏語検定試験など)の公式スコア(写し) (注意) 公式スコアが点数あるいは級数(1級、2級)などで示されている場合は 留学を行うために十分なスコアであることを証明する文書を、又はスコアがどの程度の語学力であるのかを説明する文書を提出してください。なお、この文書が英語以外で書かれている時には、和訳文を添付してください。 c. a又はbの公式スコア(写し)が提出できない場合は、本学語学担当教員による語学能力証明書を提出してください。	
(5)	交換留学先の大学等からの受入許可書(写し)	・期間が確認できるものを提出してください(期間の部分に蛍光ペンなどで印をつけてください。) ・英語以外の言語の場合は、必ず和訳文を添付してください。 ・申請時点で交換留学先の大学等から受入許可書が手元に届いていない場合は、留学開始月の前々月末日までに必ず提出してください。	

6 申請期間・申請書類の提出先

(1) 申請期間

2025年10月1日(水)～2025年10月24日(金)17時00分

(2) 提出先

学類事務室、学位プログラム事務室又は支援室等(所属する教育組織の長宛)にファイル形式を変更せずに電子版で申請すること。

※学類事務室、学位プログラム事務室などの提出期限が早めに設定されている場合がありますので、申請を希望する学生は、事前に確認のうえ期限内に申請してください。

7 選考及び決定

学生担当副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う申請書類(留学目的、研究計画、成績、語学能力等)による書類審査及び必要に応じて実施する書類審査合格者に対する面接審査を考慮し選考を行います。面接審査を行う場合は2025年11月中を予定していますが、面接審査対象者には別途面接日時、場所などを連絡します。採否は、学長が決定後、支援学生が所属する教育組織の長に通知します。(12月中旬頃。予定のため前後する場合があります。)選考の結果、不採択となる場合がありますので、本支援を受給することを前提に留学に係る資金計画を立てることのないようにしてください。

なお、博士後期課程の学生にあっては、単位取得を伴う海外留学、3か月以上の研究派遣を優先採択します(国際交流協定校に限らず国際性涵養や研究力向上に繋がる先端的研究を実施する機関への研究派遣を率先して採択することとします。)

8 渡航前に必ず行うこと

- (1) 交換留学にあたっては、学内での学籍上の身分移動の手続き(「留学」への身分異動)を所属する教育組織の対応を行うエリア支援室等に確認し、手続きを行ってください。(手続きに時間を要しますので、留学を計画する時点で、手続きの期限等をエリア支援室等に確認してください。)
- (2) 支援金を受け取るためには、出張手続きが必要です(本学の旅費に係る規則・通知に沿って出張手続きや旅費の支給手続きを行う)。出張手続きの責任者は所属する教育組織の長です。教育組織の長の承認があって、出張手続きが進みます。出張手続きは、学類事務室、学位プログラム事務室又は支援室等が用務・期間などを確認のうえ、書類作成を行います。学類事務室、学位プログラム事務室又は支援室等に採択通知(メール含む)を示したうえ、指示に従い出張手続きに必要な書類の提出を行ってください。
- (3) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIP(Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner)に登録してください。TRIPへの登録がない場合は、支援金の支給を行いません。
- (4) 外務省安全ホームページにより渡航国の情勢等の安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険及び海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください
(<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/safety/>)。



(参考)

海外旅行保険の一例として、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の「付帯海外留学保険」があります。学研災に加入し、本学が承認した派遣留学に参加する学生が対象となります。

9 留学期間終了後の提出書類・提出先

支援学生は留学期間終了後2週間以内に、教育組織の長及び指導教員又はクラス担任教員の確認を得て、下記のとおり提出してください。なお、報告書等が提出されない場合は、採択取り消しとなる場合があります。

(1) 提出書類

・国際交流協定校交換留学支援報告書【様式A-4】(学習成果に関するレポート[A4版2ページ程度])

・成績証明書(写し)

※単位取得ができなかった場合は、履修証明書を、また、授業を履修しない場合は、交換留学先の大学等の指導教員の「所見」(書式自由)を提出してください。

(2) 提出先

所属する教育組織の対応を行うエリア支援室等

10 変更、辞退、採択の取り消し及び併給

変更又は辞退する場合は、支援室等に事前に相談してください。

(1) 変更(原則不可のため申請内容は慎重に記入してください。)

- ・留学先大学等からの指示や連絡調整責任者の連絡調整の結果、留学始期の延期などが生じる場合は、本募集要項2項(注意)の記載にかかわらず、当該年度中の本邦出発に限り日程変更を認め、支援金を支給する場合があります。留学期間変更は、支援学生の所属する教育組織の長から学長あて変更願(別途様式)に新たな留学期間が分かるものを添えて提出し承諾を得る必要があります。
- ・本支援に申請した留学期間と実際の留学期間に相違が判明したら、査証取得の遅滞、移動手段の都合などの理由を問わず、留学期間が短縮となる場合は、暦月毎の支援金を精算して差額を返納願います。なお、採択後、留学期間が延長される場合、支援金の増額はありません(変更願の提出不要)。

(2) 辞退、採択の取り消し、併給

- ・採択後に辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。
- ・留学を断念する場合は、速やかに辞退届(別途様式)を提出してください。
- ・「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ！筑大生)」により支援される海外留学に、さらに学内外の海外留学のための奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択を辞退する若しくは採択を取消すものとします。(例えば、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～」、「日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)」との併給は認めません。)
- ・採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、採択を取消すことがあります。
- ・採択後に、渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりませんので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。
- ・本支援は、海外留学に関係なく支給される奨学金との併給は可能です。ただし、奨学金等支給団体ごとに規則がありますので、事前に奨学金等支給団体に本支援との併給が可能であることを確認してください。

(3) 危機管理を理由とする渡航の取りやめ・取り消し

- ・外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学指針により、渡航先の国・地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。

11 本件に関する問合せ先

- ・所属する教育組織の対応を行うエリア支援室等
- ・学生部学生交流課(海外留学)
isc-kaigai#un.tsukuba.ac.jp(＃を@に置き換えてください。)